

大分県報

令和五年
第四六二号
十一月十七日

(金曜日)

目次

告示

生活保護等による医療機関の指定	一
生活保護等による指定医療機関の廃止	二
生活保護等による施術者(開設者である施術者)の指定	二
生活保護等による施術者(開設者でない施術者)の指定	二
生活保護等による施術者の廃止	二
令和5年度臨時種畜検査に合格した種畜	三
臨時種畜検査の実施	三
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧(国営事業)	三
地籍調査の成果の認証	三
道路区域の変更(二件)	四
道路の供用開始	四
監査公表	五
監査の結果に関する措置状況の公表(行政監査)	五

告示

大分県告示第四百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和五年十一月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療機関の名称 おたべ歯科医院	山田 裕也	別府市莊園町八組の一	令五・九・一
ドラッグイレブ ン薬局大分医大 前店	株式会社ドラッ グイレブ ン	由布市挾間町医大ヶ丘三丁目二 三三―二	令五・一〇・一
べつぷ在宅・訪 問クリニック	医療法人大晴会	別府市莊園九組一 セスナビル三 階	令五・七・一
Link	株式会社NEX T	別府市若草町一〇番一五号共立ビ ル三階三〇二―五号	令五・九・一
国家公務員共済 組合連合会新別 府病院	国家公務員共済 組合連合会	別府市大字鶴見三八九八番地	令五・九・一
医療法人谷口歯 科医院	医療法人谷口歯 科医院	別府市北浜一丁目二番二五号	令五・九・一
うすき眼科	野田 佳宏	白杵市市浜六六九―一	令五・九・一
中村病院	医療法人恵愛会	別府市秋葉町八番二四号	令五・一〇・一
向井病院	医療法人慈愛会	別府市大字南立石二四―一 番地の五	令五・一〇・一八
爲末歯科クリニ ック	爲末 顕	別府市大字鶴見字市ノ原三三三〇 番地の三	令五・一〇・一
村上記念病院	医療法人杏林会	中津市諸町一七九九番地	令五・一〇・一
大分県済生会日 田病院	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部大分県済生会	日田市大字三和六四三番地の七	令五・一〇・一
大分県済生会日 田病院(歯科)	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部大分県済生会	日田市大字三和六四三番地の七	令五・一〇・一
下飛田小児科	下飛田 毅	日田市中心一丁目七―一	令五・一〇・一
白杵病院	社会医療法人婦 巖会	白杵市大字江無田一一五四番地一	令五・一〇・一
白杵病院(歯 科)	社会医療法人婦 巖会	白杵市大字江無田一一五四番地一	令五・一〇・一

令和五年十一月十七日

大分県報(告示)

令和五年十一月十七日

大分県報 (告示)

二

白杵病院巡回診療所	社会医療法人帰巖会	白杵市大字風成六〇二―一	令五・一〇・一	<p>大分県告示第四百八十二号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。</p> <p>令和五年十一月十七日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>
杵築市立山香病院	杵築市	杵築市山香町大字野原一六二番地一	令五・一〇・一	
河野歯科医院	河野 俊貴	速見郡日出町川崎八〇七―一	令五・一〇・一	
小路内科医院	医療法人高徳純真会	中津市大字上宮永七四番地	令五・九・一	
秦医院	医療法人社団柏方会	竹田市大字竹田七五五番地	令五・九・一	
そうごう薬局中津店	総合メディカル株式会社	中津市大字永添五二二番地の二	令五・九・一	
合資会社岩里薬局	合資会社岩里薬局	日田市亀山町二―二四	令五・九・一	
有限会社朝倉薬局天神店	有限会社朝倉薬局	日田市大字三和七三―五	令五・九・一九	
ファン薬局長門記念病院前	(株)ファンメディカル	佐伯市鶴岡町二丁目二〇〇七番七	令五・九・一	
有限会社エントル・ウエガキ薬局	有限会社エントル・ウエガキ薬局	豊後高田市新町九五四番地	令五・八・三一	
大分県告示第四百八十五号	速見郡日出町川崎四八九〇番地二 ウィット川崎Ⅱe 棟一〇二号室	令五・八・一		
大分県告示第四百八十五号	速見郡日出町川崎四八九〇番地二 ウィット川崎Ⅱe 棟一〇二号室	令五・八・一		
施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日	令和五年十一月十七日	<p>大分県告示第四百八十四号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。</p> <p>令和五年十一月十七日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>
榎木孝之	中津市大字万田六五二―四一七	令五・六・二二		
中野 浩	国東市安岐町向陽台一六一六	令五・八・一		
湯木野慶司	速見郡日出町川崎四八九〇番地二 ウィット川崎Ⅱe 棟一〇二号室	令五・八・一		
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日	
よしまさ歯科	石井 義将	日田市田島町一丁目七―一四	令五・七・三一	
なんば歯科医院	難波 亮二	杵築市大字杵築字北浜六六五―二六二	令五・六・三〇	
高山歯科医院	高山 健治	竹田市竹田殿町二〇二七番地	令五・七・三〇	
一井薬局	一井 伸彦	国東市安岐町瀬戸田七一一―三	令四・一二・五	

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

令和五年十一月十七日
大分県知事 佐藤 樹一郎

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
糸長 佑哉	糸長整骨院	別府市石垣西七丁目四一―一 エスポワール石垣一F	令五・七・三一

大分県告示第四百八十六号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和五年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。
令和五年十一月十七日

種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
令五大分県臨三第一号	DB9371	その他	級外
令五大分県臨三第二号	DB9388	その他	級外
令五大分県臨三第三号	DB9396	その他	級外
令五大分県臨三第四号	DB9470	その他	級外
令五大分県臨三第五号	DB9472	その他	級外
令五大分県臨三第六号	DB9503	その他	級外
令五大分県臨三第七号	DB9513	その他	級外
令五大分県臨三第八号	DB9554	その他	級外
令五大分県臨三第九号	DB9555	その他	級外
令五大分県臨三第十号	DB9569	その他	級外

大分県告示第四百八十七号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次の

とおり臨時種畜検査を実施する。
令和五年十一月十七日
大分県知事 佐藤 樹一郎

検査期日	検査場所	家畜の種類
令和五年十二月七日	竹田市久住町	牛

大分県告示第四百八十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和五年十一月十七日
大分県知事 佐藤 樹一郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
駅館川地区塔尾二工区	令五・一一・一七から 令五・一二・七まで	宇佐市役所

大分県告示第四百八十九号
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
令和五年十一月十七日
大分県知事 佐藤 樹一郎

調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
調査を行った者の名称	成果の名称	
竹田市	竹田市久住町大字 栢木の一部の地籍 図及び地籍簿	令五・一一・七
竹田市	竹田市大字次倉の 一部の地籍図及び 地籍簿	令五・一一・七
竹田市	竹田市大字次倉の 一部の地籍簿	令五・一一・七

竹田市	令元・六・二二から 令三・二・二四まで	竹田市大字会々の 一部の地籍図及び 地籍簿	竹田市大字会々の 一部	令五・一一・七
竹田市	令元・一二・五から 令四・二・二五まで	竹田市大字会々・ 飛田川の一部の地 籍図及び地籍簿	竹田市大字会々及 び大字飛田川の各 一部	令五・一一・七
竹田市	令二・六・一九から 令四・二・二五まで	竹田市萩町瓜作の 一部の地籍図及び 地籍簿	竹田市萩町瓜作の 一部	令五・一一・七
宇佐市	令二・六・二九から 令四・一・二〇まで	宇佐市大字赤尾の 一部の地籍図及び 地籍簿	宇佐市大字赤尾の 一部	令五・一一・七
宇佐市	令元・一〇・一から 令三・一一・一二ま で	宇佐市院内町月俣 の一部の地籍図及 び地籍簿	宇佐市院内町月俣 の一部	令五・一一・七
宇佐市	令二・一〇・一から 令四・一〇・二七ま で	宇佐市院内町月俣 の一部の地籍図及 び地籍簿	宇佐市院内町月俣 の一部	令五・一一・七
豊後大野市	令元・六・一一から 令三・二・一八まで	豊後大野市大野町 中原の一部の地籍 図及び地籍簿	豊後大野市大野町 中原の一部	令五・一一・七

大分県告示第四百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

大分県知事

佐藤

藤

樹

一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊後大野市千歳町前田字六郎一三三〇番六地先から豊後大野市千歳町前	前	A	メートル 一七・五 九・五	メートル 二二一・〇	上記A及びBは、関係図面に表示

県道三重新 殿線	田字岩崎一三一六番地先まで	豊後大野市千歳町前田字六郎一三三〇番六地先から豊後大野市千歳町前田字岩崎一三一六番地先まで	後	B 二四・一 一一・六	A 一七・五 九・五	二二一・〇	二六二・〇	する敷地の区分をい
-------------	---------------	---	---	-------------------	------------------	-------	-------	-----------

大分県告示第四百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

大分県知事

佐藤

藤

樹

一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道田野野上線	玖珠郡九重町大字野上字堀田三四六〇番一地先から玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九五番三地先まで	前 後	メートル 六・〇 四・〇	メートル 六一・三 六九・三

大分県告示第四百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

いて一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道飯田高原中村線	玖珠郡九重町大字町田字長井野三七四五番 一二から	令五・一一・一七
	玖珠郡九重町大字町田字長井野三七四五番 二〇まで	令五・一一・一七
	玖珠郡九重町大字町田字長井野三七四五番 二〇地内	令五・一一・一七
	玖珠郡九重町大字町田字長井野三七四五番 二四から	令五・一一・一七
	玖珠郡九重町大字町田字長井野三七四六番 二五から	令五・一一・一七

○監査公表

監査委員公表第709号

令和5年2月15日付け監査第872号の行政監査の結果に関する報告に基づき、大分県知事から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月17日

1 令和4年度行政監査テーマ 「多様な主体との協働について」	大分県監査委員 長谷尾 雅通
	大分県監査委員 長野 恭子
	大分県監査委員 古手川 正治
	大分県監査委員 吉村 哲彦

2 令和4年度行政監査の結果に関する報告に基づく措置（令和5年8月31日現在）

(1) 概要 「措置済」3件

(2) 措置の状況

報告における項目	監査の結果（要旨）	措置の内容及び監査対象機関
----------	-----------	---------------

3 協働の推進
(1) 協働の全庁的な推進体制の活用

(現 状)
協働推進員を各部署等の主管課や地方機関の振興局等の職員に割り当てて配置しているが、今回監査を行った協働事業については関与が少なく、役割を果たせる仕組みが十分に整っているとは言えない状況が見られた。
(検討事項1)

協働推進員の配置に当たっては、指導的な立場の職員を選任することや、NPO現場体験研修の受講者やNPOへの委託・補助事業に関わった経験を持つ職員を充てるなど、より実効性が高まるよう検討されたい。

県として「NPOと多様な主体との協働」を推進するためには、庁内の部局間連携を強化し、取り組んでいくことが重要である。各部署及び振興局に配置する協働推進員については、指導的な立場の職員、行政のNPO現場体験研修参加者やNPOと協働した事業の実施経験があり関心がある者など、NPOとの協働推進に意欲のある職員の選任を依頼する。
(県民生活・男女共同参画課)

イ 「おおいたNPO協働実践マニュアル」の活用

(現 状)
「おおいたNPO協働実践マニュアル」は、その内容が提案競技を行う委託事業を中心に記載されており、補助や共催など様々な協働手法に記した協働のポイントについては記載が少ない。また、各所属やNPOにおけるマニュアルの浸透度は高いとは言えない状況であった。
(検討事項2)

NPOを取り巻く環境が変化していることから、協働実践マニュアルでは、委託以外に補助事業

「おおいたNPO協働実践マニュアル」は、行政とNPOとの協働が初めての人でも円

令和五年十一月十七日

大分県報（告示・監査公表）

	<p>等も取り上げるなど、マニュアルの記載内容を拡充し、幅広く活用されるよう検討されたい。</p>	<p>滑に取り組めるよう、NPOと協議しながら作成した実用的なものである。</p> <p>協働型委託事業は、NPOの特性を活かした望ましい協働のひとつとして、主に提案公募型委託の流れを例示したものであり、個々の補助事業等については、マニュアルの記載事項を参考にしながら各事業課が作成する補助金交付要綱等に基づき、協働を積極的に進めてほしいと考えている。</p> <p>その他、共催や後援、実行委員会・協議会などの協働手法についても、毎年度の「県・市町村とNPOとの協働施策調査」の際、手法毎の注意事項等を記載したマニュアルのポイントを調査対象所属に配布している。また、毎年度当初の「市町村NPO担当課長・担当者及び県協働推進員会議」において、NPOとの協働に係る各事業の工夫や課題等について、情報共有・情報交換しながら、その推進に取り組んでいる。（県民生活・男女共同参画課）</p>
<p>エ 中間支援組織等の支援と活用</p>	<p>（現 状） NPOとの協働を推進していくうえで、現場でサポートを担う中間支援組織等の役割がますます重要になっている。人口減少社会において地域課題が多様化する中で、このような中間支援組織等が様々な分野や各地域で活躍することが、NPO活動の底上げや発展につながると考えられる。（検討事項3）</p>	<p>様々な分野や各地域で中間支援組織等がより活躍できるように、NPOが中間支援組織等を一層活用できるように取組を検討されたい。</p>
		<p>県が令和4年度から実施している「ふるさと創生NPO連携促進事業」において、公益財団法人おおいの共創基金が、中間支援活動を行うNPO法人等に対し、活動経費を支援する仕組みを新たに導入している。また、令和5年度予算において、事業費補助金の予算額を拡充したところである。</p> <p>なお、中間支援組織等については、令和4年度に改定した県NPO協働指針において、NPOの自立的活動基盤の強化に係る中間支援組織等との連携について明記した。</p> <p>今後とも、公的な中間支援組織である公益財団法人おおいの共創基金や中間支援活動を行うNPO法人等と連携・協力して、NPOと多様な主体との協働に取り組んでいく。（県民生活・男女共同参画課）</p>